

薬害 C 型肝炎による被害実態の調査

患者ご本人様

厚生労働省「薬害肝炎の検証および再発防止に関する研究班」

班長 堀内 龍也（群馬大学名誉教授）

被害者調査担当者

片平 冽彦（東洋大学教授）

山本 由美子（東京大学大学院博士課程）

連絡先

調査手順等：片平 kata@toyonet.toyo.ac.jp

TEL・FAX：03-3945-8236

調査票等：山本 yamamotomoki@hotmail.com

TEL：090-3579-5561

アンケート調査へのご協力をお願い

薬害肝炎訴訟の和解後に薬害根絶を目指す為に、「薬害肝炎の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」が作られ、検討委員会の下に、薬害肝炎を検証し、検討会に資料を提供することを目的に、「薬害肝炎の検証および再発防止に関する研究班」が設置されました。この研究班の検討結果は検討委員会に報告され、今後の薬害に関する行政の改善のために生かされることになっております。

本年度の調査研究課題の重点は、薬害 C 型肝炎被害者の方々が受けた被害の実態を明らかにすることです。被害者の方々が受けた身体的・精神的・経済的・社会的被害の実態をあきらかにして、被害を受けた方々がどのようなことを望んでおられるかを明らかにしたいと考えております。そこで、薬害 C 型肝炎の被害にあわれた方を対象としたアンケート調査を行うことになりました。

本調査の実施にあたっては、薬害肝炎全国原告団・弁護団と当研究班との間で、10月5日付で下記のような「覚書」を交わしました。私どもは、この「覚書」に従って調査研究を実施いたします。

覚 書

薬害肝炎全国原告団及び同弁護団（以下、全国原告団・弁護団という）と薬害肝炎の検証及び再発防止に関する研究班（以下、研究班という）は、平成21年度において同研究班が実施する別紙記載の薬害C型肝炎被害実態・被害者ニーズ調査（以下、本調査という）に関し、本覚書を作成する。

1. 全国原告団・弁護団は、本調査に協力する。
2. 研究班は、次の点を確認する。
 - ① 本調査協力者に関する個人情報保護を厳守すること
 - ② 本調査により得られた一切のデータ及びその分析結果（以下、本件調査データという）を使用して他の肝炎患者等との比較を行わないこと
 - ③ 本件調査データは本調査報告書作成目的のみに使用すること
 - ④ 研究班を構成する研究者が、前項の目的以外のために本件調査データの使用を希望する場合は、当該研究者より全国原告団・弁護団に対して、事前にその内容を示して承認を得ること

平成21年10月5日

薬害肝炎全国原告団 代表 山口 美智子 ㊞

薬害肝炎全国弁護団 代表 鈴木 利廣 ㊞

薬害肝炎の検証及び再発防止に関する研究班 （平成21年度厚生労働科学研究費補助金）

主任研究者 堀内 龍也 ㊞

同研究班 分担研究者（被害実態調査担当）

片平 洌彦 ㊞

研究協力者 山本 由美子 ㊞

この調査を担当する片平冽彦（かたひらきよひこ）は、薬害スモン事件以来、薬害問題を主たる研究課題とし、薬害の被害者救済と根絶を願って、被害者の実態調査や、被害が起きた社会的な原因等の調査研究を行ってきました。薬害肝炎事件でも、これらのことを5年間にわたり行ってきて、論文や著書にその結果をまとめています。また、山本由美子は、看護師の仕事の続けながら、大学院の修士課程では、薬害であり難病であるCJD（クロイツフェルト・ヤコブ病）の被害者の実態について調査研究を行い、現在は博士課程に在籍して研究を行っています。

このアンケート調査は、被害者の方々が受けた被害の実態と皆さま方のご要望等を明らかにし、今後の薬害肝炎対策に役立てたいという目的で、薬害肝炎全国原告団と薬害肝炎全国弁護団の多大なご協力のもと、実施することになりました。この調査票を送らせていただくのは、前記「覚書」を交わした10月5日までに訴訟の和解が成立した方々（合計1,205名）です。

この調査の手順は、以下のように考えております。

- ① 平成21年度から分担研究者として当班にご参加いただいている2名の原告と、原告団山口代表よりお話をうかがい作成した調査票を、研究班事務局担当の野村総合研究所（以下「野村総研」）より薬害肝炎全国弁護団の各地弁護団事務局長弁護士へ発送する。
- ② 薬害肝炎全国弁護団の各地弁護団事務局長弁護士の事務所にて調査票にID(番号)をふったうえで、「連結可能匿名化」と言っていますが、記入内容を後でご記入者に確認したいことが生じた場合、その番号によって、研究班から弁護士を通じて問い合わせをさせていただくためであり、あくまで氏名は匿名扱いです。）調査票の発送、回収をする。
- ③ 記入済み調査票をまとめて薬害肝炎全国弁護団各地担当弁護士事務所より野村総研へ送付する。
- ④ 野村総研より集計を業者に依頼する。
- ⑤ 集計結果は、野村総研より東洋大学・片平と東京大学・山本にエクセルデータとして納品される。
- ⑥ データの解析を東洋大学・片平と東京大学・山本が行う。
- ⑦ 調査結果報告書を堀内班として作成し、薬害肝炎全国弁護団を通じて、原告団と調査協力者に何らかの形で報告する。
- ⑧ 調査票は野村総研で、データは野村総研と片平及び山本が最低5年間責任を持って保管し、研究が完了し不要になった時点で廃棄する。

なお、お答えいただいた調査票は、皆様の個人情報をも唯一把握している弁護士事務所にて回収され、返信封筒と記入済み調査票は別々に保管され、調査票のみが研究班に送られます。集計時は質問項目ごとに統計処理し、分析するため、個人が特定されることは絶対にありません。

この調査票への記入は、原則として感染被害者ご本人にお願いします。もしも体調不良等で御無理な場合は、御家族の方が、必要に応じてご本人に聞きながら、代理で御記入下さるようお願いいたします。

もちろん、アンケートの回答は個人の自由意思に基づくものであり、お答えいただかないことによる不利益は一切ありません。仮に各弁護士事務所へ提出された後に、調査票を提出したくないと思われた時は、その事務所に連絡して、その旨お申し出ください。

また、もし調査に関するご質問があれば、下記のように、弁護士事務所を経由して、匿名のまま、山本に連絡してください。

皆様には、辛い体験や気持ちをお書きいただくことになり、アンケートにお答えいただくときには「思い出したくない」「辛い」と思われることもあるかもしれません。しかし、そうした辛いご体験やお気持ちをこの調査票を通じて伝えていただくことが、国民に薬害肝炎の被害を詳細に伝えることになり、今後の被害者支援と薬害根絶に必ず役に立つと思います。今回の調査は、上記のように、多くの方々のご協力と、厚生労働省の予算を使っ
ての全国的な調査であり、皆様の将来にも何らかの形でお役に立つと思いますので、どうか、出来ますれば、調査票に最後まで目を通していただき、ご協力いただければ幸いです。

1. 調査票記入方法

- ・ 回答は鉛筆またはボールペンでお願いします。
- ・ ご体調がすぐれず、質問紙の記入が難しい場合はご家族の方が代筆してもかまいません。
- ・ わからない質問については「わからない」を選択いただくか、その質問をとばしていただいてもかまいませんので、最後までご回答いただきますよう宜しくお願いいたします。
- ・ 年をお尋ねする質問は、西暦でも元号でもかまいません。
- ・ お選びいただいた選択肢に矢印（→）がついている場合は、続く副問も忘れずにお答えください。
- ・ お答えいただいた調査票は、お早めに、同封の封筒にて返送ください。
- ・ 最後に、全ての質問にお答えいただいているかご確認をお願いします。
- ・ ご記入が済みましたら、調査票を同封の返信用封筒に入れて投函をお願いいたします。

2. 返送期限

締切りは平成21年12月20日ですが、できるだけ早めに宜しくお願いいたします。

3. お問い合わせ

この調査についてご不明の点は以下の連絡先にお問い合わせください。

調査担当者には、問い合わせ内容のみ伝達されますので、問い合わせた方のお名前はわからないようになっています。

東京弁護士会事務局

弁護士 福地 直樹（ふくち なおき）

〒124-0025

東京都葛飾区西新小岩1-7-9 西新小岩ハイツ506

福地・野田法律事務所

TEL：03-5698-7511

FAX：03-5698-7512

薬害 C 型肝炎による被害実態の調査

ご遺族様

厚生労働省「薬害肝炎の検証および再発防止に関する研究班」

班長 堀内 龍也（群馬大学名誉教授）

被害者調査担当者

片平 冽彦（東洋大学教授）

山本 由美子（東京大学大学院博士課程）

連絡先

調査手順等：片平 kata@toyonet.toyo.ac.jp

TEL・FAX：03-3945-8236

調査票等：山本 yamamotomoki@hotmail.com

TEL：090-3579-5561

アンケート調査へのご協力をお願い

薬害肝炎訴訟の和解後に薬害根絶を目指す為に、「薬害肝炎の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」が作られ、検討委員会の下に、薬害肝炎を検証し、検討会に資料を提供することを目的に、「薬害肝炎の検証および再発防止に関する研究班」が設置されました。この研究班の検討結果は検討委員会に報告され、今後の薬害に関する行政の改善のために生かされることになっております。

本年度の調査研究課題の重点は、薬害 C 型肝炎被害者の方々が受けた被害の実態を明らかにすることです。被害者の方々が受けた身体的・精神的・経済的・社会的被害の実態をあきらかにして、被害を受けた方々がどのようなことを望んでおられるかを明らかにしたいと考えております。そこで、薬害 C 型肝炎の被害にあわれた方を対象としたアンケート調査を行うことになりました。

本調査の実施にあたっては、薬害肝炎全国原告団・弁護団と当研究班との間で、10月5日付で下記のような「覚書」を交わしました。私どもは、この「覚書」に従って調査研究を実施いたします。

覚 書

薬害肝炎全国原告団及び同弁護団（以下、全国原告団・弁護団という）と薬害肝炎の検証及び再発防止に関する研究班（以下、研究班という）は、平成21年度において同研究班が実施する別紙記載の薬害C型肝炎被害実態・被害者ニーズ調査（以下、本調査という）に関し、本覚書を作成する。

3. 全国原告団・弁護団は、本調査に協力する。

4. 研究班は、次の点を確認する。

- ⑤ 本調査協力者に関する個人情報保護を厳守すること
- ⑥ 本調査により得られた一切のデータ及びその分析結果（以下、本件調査データという）を使用して他の肝炎患者等との比較を行わないこと
- ⑦ 本件調査データは本調査報告書作成目的のみに使用すること
- ⑧ 研究班を構成する研究者が、前項の目的以外のために本件調査データの使用を希望する場合は、当該研究者より全国原告団・弁護団に対して、事前にその内容を示して承認を得ること

平成21年10月5日

薬害肝炎全国原告団 代表 山口 美智子 ㊟

薬害肝炎全国弁護団 代表 鈴木 利廣 ㊟

薬害肝炎の検証及び再発防止に関する研究班 （平成21年度厚生労働科学研究費補助金）

主任研究者 堀内 龍也 ㊟

同研究班 分担研究者（被害実態調査担当）

片平 洌彦 ㊟

研究協力者 山本 由美子 ㊟

この調査を担当する片平冽彦(かたひらきよひこ)は、薬害スモン事件以来、薬害問題を主たる研究課題とし、薬害の被害者救済と根絶を願って、被害者の実態調査や、被害が起きた社会的な原因等の調査研究を行ってきました。薬害肝炎事件でも、これらのことを5年間にわたり行ってきて、論文や著書にその結果をまとめています。また、山本由美子は、看護師の仕事の続けながら、大学院の修士課程では、薬害であり難病であるCJD(クロイツフェルト・ヤコブ病)の被害者の実態について調査研究を行い、現在は博士課程に在籍して研究を行っています。

このアンケート調査は、被害者の方々が受けた被害の実態と皆さま方のご要望等を明らかにし、今後の薬害肝炎対策に役立てたいという目的で、薬害肝炎全国原告団と薬害肝炎全国弁護団の多大なご協力のもと、実施することになりました。この調査票を送らせていただくのは、前記「覚書」を交わした10月5日までに訴訟の和解が成立した方々(合計1,205名)です。

この調査の手順は、以下のように考えております。

- ⑨ 平成21年度から分担研究者として当班にご参加いただいている2名の原告と、原告団山口代表よりお話をうかがい作成した調査票を、研究班事務局担当の野村総合研究所(以下「野村総研」)より薬害肝炎全国弁護団の各地弁護団事務局長弁護士へ発送する。
- ⑩ 薬害肝炎全国弁護団の各地弁護団事務局長弁護士の事務所にて調査票にID(番号)をふったうえで、「連結可能匿名化」と言っていますが、記入内容を後でご記入者に確認したいことが生じた場合、その番号によって、研究班から弁護士を通じて問い合わせをさせていただくためであり、あくまで氏名は匿名扱いです。)調査票の発送、回収をする。
- ⑪ 記入済み調査票をまとめて薬害肝炎全国弁護団各地担当弁護士事務所より野村総研へ送付する。
- ⑫ 野村総研より集計を業者に依頼する。
- ⑬ 集計結果は、野村総研より東洋大学・片平と東京大学・山本にエクセルデータとして納品される。
- ⑭ データの解析を東洋大学・片平と東京大学・山本が行う。
- ⑮ 調査結果報告書を堀内班として作成し、薬害肝炎全国弁護団を通じて、原告団と調査協力者に何らかの形で報告する。
- ⑯ 調査票は野村総研で、データは野村総研と片平及び山本が最低5年間責任を持って保管し、研究が完了し不要になった時点で廃棄する。

なお、お答えいただいた調査票は、皆様の個人情報を唯一把握している弁護士事務所にて回収され、返信封筒と記入済み調査票は別々に保管され、調査票のみが研究班に送られます。集計時は質問項目ごとに統計処理し、分析するため、個人が特定されることは絶対にありません。

この調査票への記入は、御遺族の中で亡くなられた方と最も近い関係にあられた方お一人にお願いします。

もちろん、アンケートの回答は個人の自由意思に基づくものであり、お答えいただかないことによる不利益は一切ありません。仮に各弁護士事務所へ提出された後に、調査票を提出したくないと思われた時は、その事務所に連絡して、その旨お申し出ください。

また、もし調査に関するご質問があれば、下記のように、弁護士事務所を経由して、匿名のまま、山本に連絡してください。

皆様には、辛い体験や気持ちをお書きいただくことになり、アンケートにお答えいただくときには「思い出したくない」「辛い」と思われることもあるかもしれません。しかし、そうした辛いご体験やお気持ちをこの調査票を通じて伝えていただくことが、国民に薬害肝炎の被害を詳細に伝えることになり、今後の被害者支援と薬害根絶に必ず役に立つと思います。今回の調査は、上記のように、多くの方々のご協力と、厚生労働省の予算を使っ
ての全国的な調査であり、皆様の将来にも何らかの形でお役に立つと思いますので、どうか、出来ますれば、調査票に最後まで目を通していただき、ご協力いただければ幸いです。

1. 調査票記入方法

- ・ 回答は鉛筆またはボールペンでお願いします。
- ・ ご体調がすぐれず、質問紙の記入が難しい場合はご家族の方が代筆してもかまいません。
- ・ わからない質問については「わからない」を選択いただくか、その質問をとばしていただいてもかまいませんので、最後までご回答いただきますよう宜しくお願いいたします。
- ・ 年をお尋ねする質問は、西暦でも元号でもかまいません。
- ・ お選びいただいた選択肢に矢印（→）がついている場合は、続く副問も忘れずにお答えください。
- ・ お答えいただいた調査票は、お早めに、同封の封筒にて返送ください。
- ・ 最後に、全ての質問にお答えいただいているかご確認をお願いします。
- ・ ご記入が済みましたら、調査票を同封の返信用封筒に入れて投函をお願いします。

2. 返送期限

締切りは平成21年12月20日ですが、できるだけ早めに宜しくお願いいたします。

3. お問い合わせ

この調査についてご不明の点は以下の連絡先にお問い合わせください。

調査担当者には、問い合わせ内容のみ伝達されますので、問い合わせた方のお名前はわからないようになっています。

東京弁護士会事務局

弁護士 福地 直樹（ふくち なおき）

〒124-0025

東京都葛飾区西新小岩1-7-9 西新小岩ハイツ506

福地・野田法律事務所

TEL：03-5698-7511

FAX：03-5698-7512